

朝来市創生の会「市民と議員の意見交換会」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝来市創生の会「市民と議員の意見交換会」(以下「意見交換会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の目的)

第2条 意見交換会は、市民意見を把握し議会における議論や政策提言に繋ぐと共に、会派の活動に対する市民の共感を獲得するために開催する。

(意見交換会の案件)

第3条 意見交換会において市民、市民団体等と意見を交換する案件(様式第1号において「意見交換会案件」という。)は、市政及び市議会に関する事項その他代表が必要と認める事項とする。

(意見交換会の開催)

第4条 代表は、次の各号のいずれかに該当する場合は会議に諮り、適当と認めるときは意見交換会を開催するものとする。

(1)会員から意見交換会の開催の要請があったとき。

(2)次条第2項の規定による申込みがあったとき。

(3)その他代表が必要と認めるとき。

2 意見交換会の1回当たりの開催時間は、60分ないし90分程度とする。

3 意見交換会における市民、市民団体等の出席者は、10人程度までとする。

4 意見交換会は、本会議等の日程の関係上困難な場合等やむを得ない場合を除き、原則として毎月1回開催するよう努める。

(市民からの開催の申込等)

第5条 市内に所在する団体(原則として5人程度以上で構成される団体)は、意見交換会の開催を申し込むことができるものとする。ただし、次に掲げる団体を除く。

(1)宗教団体

(2)その他代表が適当でないとする団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体(以下「申込団体」という。)は、意見交換会開催申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて代表に提出しなければならない。

(1)出席者名簿

(2)その他代表が必要と認める書類

3 代表は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催の諾否を決定するものとする。

(報告書の作成及び公表)

第6条 意見交換会を開催したときは、意見交換会の要点を記録した報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書は、その内容を会派広報紙に掲載する等の方法により、適宜公表するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、協議の上定める。

附則

この要領は、令和3年11月1日から実施する。

朝来市創生の会
代表 嵯峨山 博 様

団体の名称
代表者住所
氏名
電話番号

意見交換会開催申込書

意見交換会の開催について、朝来市創生の会「市民と議員の意見交換会」実施要領第5条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	

開催日	※開催決定後調整させていただきます。	
参加予定人数	人	
会場		
備考		

添付資料

- (1)出席者名簿（様式自由）
- (2)その他

【提出(送信)先】
朝来市創生の会事務局
FAX : 079-676-3759
Mail : info@re-asagocity.org